

島根県技術士会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、島根県技術士会と称する

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の研鑽と技術水準の向上を図り、地域の科学技術と経済の発展に寄与するとともに、技術士の社会的地位を確立し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前項の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 技術士業務についての普及および啓発に努め、技術士の社会的地位確立のための活動。
- (2) 会員相互の技術の研鑽、情報交換ならびに親睦を密にする活動。
- (3) (社)日本技術士会および(社)日本技術士会中国四国支部との連絡と情報交換。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、島根県内に在住または勤務する技術士、および技術士有資格者で第2条の目的に賛同する者をもって構成する。なお、入会后県外に移転したものは、会員資格を継続できる。

2. 本会には、準会員および賛助会員をおくことができる。

- (1) 準会員は会員に準じた技術士補有資格者で、第2条の目的に賛同し、理事会で承認した者とする。(以下、準会員を含めて『会員』という)
- (2) 賛助会員は前項の会員が所属し、本会の目的に協賛し、その活動に協力する企業団体等で、理事会で承認した者とする。

第5条 会員は、会則に定める額の年会費を納めなければならない。ただし別に定める規定に該当する者は、総会の議を経て会費の納付を免除することができる。

(入退会)

第6条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、入会承認後に会則に定める額の年会費を納入しなければならない。

第7条 会員が本会の目的に反する行為をし、もしくは本会の体面を傷つける行為をした場合は、総会の議を経てこれを除名することができる。

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合に退会とする。

- (1) 退会の届出をしたとき
- (2) 死亡したとき

(3) 技術士または技術士補の資格を喪失したとき

(4) 除名されたとき

3. 退会の届出は、会長に対し書面を持って行うこととする。

4. 会員が引き続き2年にわたり会費を納めないときは、退会したものとみなすことができる。

(名誉会員)

第9条 会員として本会に10年以上在籍し、かつ年齢77歳以上(4月1日現在の満年齢)の会員については理事会の議を経て名誉会員に推戴することができる。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
名誉理事	若干名
理事	15名以上20名以下(事務局長1名を含む)
監事	2名

ただし、会長、副会長は理事の定数の内とする。

2. 役員の定数は総会の議決により定めるものとする。

3. 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

4. 役員改選時には、選挙管理委員2名を理事会で選任する。

(役員を選任)

第11条 会長および理事、監事は、推薦者を含む立候補者の中から選挙により選任する。

2. 会長は、前項の選挙の結果を、改選年度の通常総会に報告する。

第12条 副会長及び事務局長は、理事会の同意を得て会長が理事の中から指名する。

第13条 会長経歴者を通常総会において、名誉理事として推戴することができる。

(役員の任期)

第14条 会長、理事および監事の任期は、通常総会終了のときから翌々年の通常総会終了時までの2ヵ年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第15条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 会長および理事は、理事会を組織して本会の運営に関する必要な事項を審議決定し、事業を執行する。

4. 事務局長は会長、副会長を補佐し、会務を総括処理する。

5. 名誉理事は、本会の運営に関する重要事項について会長の諮問に応じ、意見を述べるることができる。

6. 監事は会務および会計を監査する。

7. 選挙管理委員は役員改選における選挙管理事務を総括管理・運営する。

(役員報酬)

第16条 役員に対し報酬は支払わない。ただし、会務に要する旅費、交通費を補助し、支払うことができる。

第4章 会 議

(会 議)

第17条 会議は総会、および理事会とする。

(総 会)

第18条 総会は、通常総会、例会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年、年度当初に開催する。
3. 例会は、毎年、新年当初に開催する。
4. 臨時総会は、理事会において必要と認めたときに、会長が招集する。
5. 総会の議長は、会長が勤める。その進行は事務局長が司る。

第19条 総会の議決事項は次の通りとする。

- (1) 会則の改正に関する事項
- (2) 事業計画および予算の決定に関する事項
- (3) 事業報告および決算の承認に関する事項
- (4) 理事会において総会に付議する必要があると認められた事項

第20条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、会則の改正については、会員現在数(招集時)の過半数の出席を満たし(委任状を含む)、出席者の2/3以上の同意を得なければならない。

(理事会)

第21条 理事会は、会長が必要と認められた都度、招集する

2. 理事会は会長、副会長および理事を持って構成する。
3. 理事会の議長は会長が勤める。その進行は事務局長が司る。

第22条 理事会は会務の推進に必要な次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する議案の作成
- (2) 総会において委任された事項
- (3) 会務の推進に必要な事項

第23条 理事会の議決は、理事の出席構成員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5章 会 計

(経 費)

第24条 この会の経費は、年会費、賛助会費、特別会費、寄付金および事業収入等を持って当てる。

(1) 年会費

会員	年額	7,000 円
準会員	〃	3,000 円

賛助会員 " 30,000 円 (1 口)

名誉会員 免除

(2) 特別会費

特に経費を必要とし理事会で議決したとき

(3) 寄付金

寄付の申し出に対し、理事会で議決したとき

(4) 事業収入

外部講習会、委託業務等の臨時事業収入

(会計年度)

第25条 本会の会計は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

(会計報告)

第26条 会長は、毎事業年度の終了後、次の書類を作成し、理事会の議決を経て、監事の監査を受け、総会に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2. 余剰金は次年度に繰り越さなければならない。

3. 監事は、上記の監査結果を総会に報告する。

第6章 慶 弔

(慶 弔)

第27条 会員の慶弔は別に定める慶弔規程による。

付 則

(付 則)

第28条 この会則は、平成19年4月1日から施行する。

2. 昭和60年11月施行の島根県技術士会懇談会会則は廃止する。

3. 平成4年4月施行の島根県技術士会会則は廃止する。

4. 平成13年4月施行の島根県技術士会会則は廃止する。

青年部会設置要綱

1. 島根県技術士会（以下「本会」という）は、青年部会を設ける。
2. 青年部会は、本会会員のうち新年度 4 月 1 日に 45 歳以下である会員で構成するものとする。
3. 青年部会は、青年部会員の親睦と研修により各人の資質向上を目指すとともに、地域の技術力向上に寄与することを目的とし、かつ本会の活性化を促進するものとする。
4. 青年部会長および青年部事務局長は、青年部会員の中から選任し、本会理事を兼務する。
5. 本会は青年部会の研修に対して、本会総会または理事会の議を経て適切な予算を講ずることができる。

（付則）

- (1) この要綱は、平成 13 年 4 月 21 日から施行する。
- (2) 平成 5 年 3 月 3 日施行の「青年部懇談会運用要綱」は廃止する。

専門部会設置要綱

1. 島根県技術士会（以下「本会」という）に専門部会として研究部会、交流部会、広報部会及び防災部会を設ける。
2. 専門部会には、部会長および委員若干名を置くものとし、部会長は本会理事が兼務する。
3. 研究部会は、本会会員の技術研鑽と交流を目的とし、研究、知識の習得を行うものとする。研究部会には、研究課題ごとに分科会を設けることができる。また、研究部会は、科学技術の向上と地域社会に貢献するため、調査研究を受託できるものとする。
4. 交流部会は、本会の講習会等の企画運営、国内外の関係団体との交流を行うものとする。
5. 広報部会は、会報、会員名簿等の作成、本会の広報宣伝活動、会員の継続教育に関する事項を行うものとする。
6. 防災部会は、会員の防災に関する情報の共有と知識の向上を図る活動を進め、関係団体との防災に関する協力事項の取り決めや、地域の皆さんへの防災情報の発信に関する事項を行うものとする。
7. 本会は各専門部会の事業等に対して、本会総会及び理事会の議を経て適切な予算を講ずることができる。

（付則）

- (1) この要綱は、平成 24 年 5 月 20 日から施行する。
- (2) 平成 6 年 4 月 28 日施行の「専門部会の設置」は廃止する。
- (3) 平成 13 年 4 月 21 日施行の「専門部会の設置」は廃止する。

慶 弔 規 程

- 第1条 島根県技術士会会員に対して慶弔の意を表すときは、この規程の定めによるものとする。
- 第2条 前条に規定する者が、業務に関連して国の叙勲・褒章・表彰を受けたとき、地方自治体から表彰を受けたとき、並びに日本技術士会あるいは島根県技術士会の活動に対して特に顕著な功績があると認められるときは、理事会等の議を経て相応な祝意を表す者とする。
- 第3条 会員が死亡したときは、全会員に葬儀の場所、日時、喪主等を通知し、本会からは下記のお供えをお届けして代表者が弔辞、焼香等を行う。
- 会員死亡の場合 時価相応の花輪一對
- 第4条 この規程に定めた慶事もしくは弔事に該当すると認められる事項が生じた場合には、これを関知した役員・会長において直ちに事務局へ通報するものとする。
- 第5条 関係機関および友好団体等の関係先で、特に関連の深い方の慶弔事項、またはこの規程に定めのない慶弔事項で本会が何らかの形でこれに対応することが適当と認められた場合には、その都度、正・副会長の協議に基づく判断で措置することができるものとする。

(付則)

- 第10条 この規程は平成19年4月1日から施行する。
2. 平成3年4月施行の慶弔規程は廃止する。